



# 熊本県公報

号外 第 6 8 号  
平成 28 年 9 月 29 日(木)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 規 則**
- 熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則…… (子ども家庭福祉課) 1
  - 熊本県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数…… (子ども家庭福祉課) 1

## 規 則

熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 8 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 2 号

熊本県児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則  
(熊本県児童福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 熊本県児童福祉法施行細則(昭和 4 3 年熊本県規則第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 2 項第 1 1 号中「加えさせ、」を「行わせ、」に、「加えさせる」を「行わせる」に改める。

第 1 0 条の 5 中「を加え」を「を行い」に、「加えさせた」を「行わせた」に改める。

(熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第 2 条 熊本県児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成 2 0 年熊本県規則第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 3 号中「第 1 3 条」を「第 1 3 条第 1 項」に、「を聴取等する」を「の聴取等をする」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(14) 法第 1 3 条第 2 項の規定により助言を行うこと。

(熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則(平成 2 7 年熊本県規則第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 2 号中「第 6 号の 3」を「第 6 号の 2」に改める。

### 附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 熊本県告示第 8 3 3 号の 2

児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 1 3 条第 2 項及び第 6 項の規定により、県が設置する児童相談所に置く児童福祉司の数並びに同条第 5 項の指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のように定め、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 8 年 9 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 児童福祉司の数  
熊本県中央児童相談所にあつては 1 5 人と、熊本県八代児童相談所にあつては 5 人とする。
- 2 児童福祉法第 1 3 条第 5 項の指導及び教育を行う児童福祉司の数  
熊本県中央児童相談所にあつては、2 人とする。